

地域医療対策協議会（運営委員会改組）について

1 地域医療対策協議会に関する医療法の改正

医療法の改正において、都道府県における医師確保対策の実施体制の強化を図るため、都道府県と大学、医師会等が必ず連携すること等を目的とした「地域医療対策協議会」の機能強化が図られた。

(1) 厚生労働省医政局長施行通知

＜地域医療対策協議会の構成員及び医師確保に関する他の会議体の取扱い＞

① 地域医療対策協議会の構成員

地域医療対策協議会の構成員の見直しについては、可能な限り早期に対応することとし、遅くとも平成30年度中に完了すること。

② 医師確保に関する他の会議体の取扱い

都道府県内に存在する地域医療対策協議会以外の医師確保に関する会議体（**へき地保健医療対策に関する協議会、専門医制度に関する都道府県協議会、地域医療支援センター運営委員会等**）は、**速やかに地域医療対策協議会に一本化すること。**ただし、平成30年度中は、一本化に向けた移行期間として、これらの会議体が存続していて差し支えないものとする。

(2) 地域医療対策協議会運営指針

① 地域医療対策協議会の概要

地域医療対策協議会は、医療法（昭和23年法律第205号。以下「法」という。）第30条の23の規定に基づき、都道府県における医師確保対策の具体的な実施に係る関係者間の協議・調整を行う場である。各都道府県において医師確保計画が開始される平成32年度以降は、医師確保計画に記載された医師確保対策を具体的に実施するに当たっての協議・調整を行うこととなる。

都道府県は、地域医療対策協議会で協議が調った事項に基づき、その内容に沿って、医師派遣に関する事務等の地域医療支援事務を実施する。また、地域医療対策協議会の構成員は、都道府県から、地域医療対策協議会で協議が調った事項に基づき、医師確保対策の実施に協力を要請された際は、要請に応じるとされている。

② 地域医療対策協議会の組織

ア 設置主体

地域医療対策協議会の設置主体は、都道府県とする。

イ 構成員

(ア) 地域医療対策協議会の構成員は、都道府県のほか、**原則として次に掲げる者の管理者その他の関係者を全て含むものとする。**

- ① 特定機能病院
- ② 地域医療支援病院

③ 公的医療機関（法第31条に規定する公的医療機関をいい、公立医療機関を含む。）

④ 臨床研修病院

⑤ 民間病院

⑥ 診療に関する学識経験者の団体

⑦ 大学その他の医療従事者の養成に係る機関

⑧ 当該都道府県知事の認定を受けた社会医療法人

⑨ 独立行政法人国立病院機構

⑩ 独立行政法人地域医療機能推進機構

⑪ 地域の医療関係団体

⑫ 関係市町村

⑬ 地域住民を代表する団体

(イ) 地域医療対策協議会の実効的かつ効率的な運営を確保するため、構成員は必要性を精査し、極力人数を絞る必要がある。このため、特定の者が複数の構成員の要件を満たす場合は、兼務可能とする。

(ウ) 地域医療対策協議会における協議が、**女性医師のライフイベント等に適切に配慮され、そのキャリア支援に資するものとなるよう、構成員の一定数を女性とする。**

③ 地域医療対策協議会の協議内容

ア 協議事項

地域医療対策協議会においては、医師の確保を図るために必要な次に掲げる事項について協議を行い、協議が調った事項を公表する。

(ア) キャリア形成プログラムに関する事項

(イ) 医師の派遣に関する事項

(ウ) キャリア形成プログラムに基づき医師が不足している地域に派遣された医師の能力の開発及び向上に関する継続的な援助に関する事項

(エ) 医師が不足している地域に派遣された医師の負担の軽減のための措置に関する事項

(オ) 医師法の規定によりその権限に属させられた事項

(カ) その他医師の確保を図るために必要な事項

2 今後の予定

(1) 2019年4月 地域医療支援センター運営委員会から地域医療対策協議会への改組

(2) 2019年7月頃 地域医療対策協議会として開催